

議案第64号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条」を「第40条」に、「第40条～第44条」を「第41条～第45条」に改める。

第3条第4号中「第81条の2第1項」を「附則第7条第3項」に改める。

第6条第2項中「（昭和37年法律第152号）」の次に「（次条第2項において「保険各法」という。）」を加える。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

第8条第1項中「（老人保健法（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けることができる者を除く。以下この条において同じ。）」を削る。

第9条を次のように改める。

(保健事業)

第9条 市は、法第82条第1項の規定により、被保険者の健康の保持増進のため必要がある場合は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康教育
- (2) 健康相談
- (3) 健康診査
- (4) その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業

第10条中「又は老人保健法の規定による医療」を削る。

第12条中「費用（」の次に「高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに」を、「）に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）」の次に「及び後期高齢者支援金等賦課額（賦課額のうち、後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てるための賦課額をいう。以下同じ。）」を加える。

第13条中「第8条の2第1項」を「附則第6条第1項」に、「第29条」を「第32条」に改め、同条第1号中「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に改め、同条第2号中「老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の」を「高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下この号において「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の」に改め、同号ア中「老人保健法の規定による拠出金」を「前期高齢者納付金等」に改め、「合算額」の次に「（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）」を加え、同号イを次のように改める。

イ 当該年度分の法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額

に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額

第14条第2項から第4項までの規定中「第19条」を「第18条」に改める。

第15条を削る。

第16条第2項から第4項までの規定中「第19条」を「第18条」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

（75歳に達する一般被保険者に係る基礎賦課額の算定の特例）

第16条 当該年度において75歳に達することが見込まれる一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該一般被保険者が75歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。

第17条を次のように改める。

（基礎賦課額の最高限度額）

第17条 前3条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第14条及び前条の基礎賦課額並びに第15条の基礎賦課額の合算額をいう。第30条第1項、第31条及び第32条第1項において同じ。）は、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第2項第10号及び附則第4条第2項第7号に規定する額を超えることができない。

第18条を削る。

第19条第1項第1号中「国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）」を「政令」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る保険料の基礎賦課

総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当することにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日の属する月以後5年を経過する月までの間に限り、同日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）

と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の見込数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

第19条第3項中「第1項に規定する」を「第1項の」に改め、同条を第18条とし、同条の次に次の1条を加える。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第19条 保険料の賦課額のうち、一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第32条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から高齢者医療確保法に規定する後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法に規定する病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（後期高齢者支援金

及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。）、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。）その他国民健康保険事業に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。）に係るものに限る。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金を除く。）の額の合算額

第5章中第44条を第45条とする。

第43条中「を科する」を「に処する」に改め、同条を第44条とする。

第42条中「市長は」の次に「、納付義務者又は納付義務者であった者が正当な理由なしに」を加え、「被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し」及び「、正当な理由がなく」を削り、「者に対し」を「ときは」に、「を科する」を「に処する」に改め、同条を第43条とする。

第41条の前の見出しを削り、同条中「を科する」を「に処する」に改め、同条を第42条とし、同条の前に見出しとして「（過料）」を付し、第40条を第41条とする。

第4章中第39条を第40条とする。

第38条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項に定めるもののほか、納付義務者の属する世帯に属する被保険者が次の各号のいずれにも該当する場合において、特に必要があると認めるときは、当該被保険者が被保険者の資格を取得した日（以下この項において「資格取得日」という。）の属する月以後2年を経過する月までの間に限り、納付義務者の申請により保険料を減免する。

(1) 資格取得日において、65歳以上である場合

(2) 資格取得日の前日において、次のいずれかに該当する者（資格取得日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった場合

ア 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

イ 船員保険法の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。

第38条を第39条とし、第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第35条第1項ただし書中「第37条」を「第38条」に、「納付」を「徴

収」に改め、同条を第36条とし、第34条を第35条とする。

第32条及び第33条を削り、第31条を第34条とする。

第30条中「世帯主」を「納付義務者」に改め、同条を第33条とする。

第29条第1項中「第18条」を「第17条」に、「及び第16条」を「から第16条まで」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第14条の基礎賦課額と第16条の基礎賦課額との合算額）」を削り、同項第1号中「及び当該年度」を「並びに当該年度」に、「につき」を「及び特定同一世帯所属者につき」に改め、同項第2号中「前項」を「前号」に、「国民健康保険法施行令」を「政令」に、「被保険者の数」を「被保険者（当該納付義務者を除く。）の数と特定同一世帯所属者（当該納付義務者を除く。）の数の合計数」に改め、「）の数」の次に「と特定同一世帯所属者（当該納付義務者を除く。）の数の合計数」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「第18条」を「第17条」に、「第24条」を「第28条」に、「及び第16条」を「から第16条まで」に、「第21条及び第23条」を「第26条及び第27条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第17条」とあるのは「第23条」と、「第14条から第16条」とあるのは「第20条から第22条」と読み替えるものとする。

第29条を第32条とする。

第28条を削る。

第27条の見出しを「（保険料の納付額等）」に改め、同条第1項を次のように改める。

保険料の納付額は、当該年度分の基礎賦課額（10円未満の端数がある

ときは、これを切り捨てる。)、当該年度分の後期高齢者支援金等賦課額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)及び当該年度分の介護納付金賦課額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合算額とする。

第27条第3項中「係る」の次に「普通徴収の方法によって徴収する」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第76条の3第1項に規定する普通徴収(以下「普通徴収」という。)の方法によって徴収する保険料は、前項の合算額の10分の1の額(以下「月割額」という。)を基礎として次項の規定により算定した額を6月から翌年の3月までの各月の末日(12月にあっては、翌年の1月4日とする。)までに納付しなければならない。ただし、その日が土曜日又は民法第142条に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日までとする。第27条を第30条とし、同条の次に次の1条を加える。

(納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等に伴う賦課)

第31条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合若しくは同一世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は同一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった場合若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合には、当該納付義務者に係る第14条から第16条までの基礎賦課額及び第20条から第22条までの後期高齢者支援金等賦課額(被保険者数が増加し、又は減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合であって、特定世帯に該当するときを除く。))における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第26条及び第27条の介護納付金賦課額又は次条第1項各号に定める基礎賦課額及び同条第2項の規定により読み替えて準用す

る同条第1項各号に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める介護納付金賦課額は、その納付義務が発生した日若しくは被保険者数の増加若しくは減少のあった日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）又は被保険者が介護納付金賦課被保険者となった日若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日の属する月から月割をもって算定する。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合には、当該納付義務者に係る第14条から第16条までの基礎賦課額及び第20条から第22条までの後期高齢者支援金等賦課額若しくは第26条及び第27条の介護納付金賦課額又は次条第1項各号に定める基礎賦課額及び同条第2項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める後期高齢者支援金等賦課額若しくは同条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める介護納付金賦課額は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで月割をもって算定する。

第26条を削る。

第25条第1項中「次の」を「、次の」に改め、同項第1号中「第21条第2項」を「第26条第2項」に、「国民健康保険法施行令」を「政令」に改め、同項第3号中「の属する」を「が属する」に改め、同条第3項中「第1項に規定する」を「第1項の」に改め、同条を第29条とする。

第24条中「第21条及び前条」を「前2条」に、「90,000円」を「政令第29条の7第4項第9号に規定する額」に改め、同条を第28条と

し、第23条を第27条とする。

第22条を削る。

第21条第2項から第4項までの規定中「第25条」を「第29条」に改め、同条を第26条とする。

第20条中「第29条」を「第32条」に改め、同条第2号中「第74条及び」を削り、「、同条の規定による」を「及び」に、「第72条の2の2第1項」を「第72条の3第1項」に改め、同条を第25条とし、第19条の次に次の5条を加える。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第20条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして世帯別平等割額を算定するものとする。

2 前項の所得割額は、その世帯に属する一般被保険者が当該年度分として納付し、又は納付すべき市県民税額の合計額を賦課基準として第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。

3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する一般被保険者の数に第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。

4 第1項の世帯別平等割額は、第24条に規定する料率に相当する額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第21条 納付義務者に対して賦課する保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等

につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合にあっては、所得割額及び被保険者均等割額の合算額）とする。

2 前項の所得割額は、その世帯に属する退職被保険者等が当該年度分として納付し、又は納付すべき市県民税額の合計額を賦課基準として第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。

3 第1項の被保険者均等割額は、その世帯に属する退職被保険者等の数に第24条に規定する料率を乗じて得た額とする。

4 第1項の世帯別平等割額は、第24条に規定する料率に相当する額とする。

（75歳に達する一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の算定の特例）

第22条 当該年度において75歳に達することが見込まれる一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該一般被保険者が75歳に達する日の属する月の前月まで月割をもって算定する。

（後期高齢者支援金等賦課額の最高限度額）

第23条 前3条の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第20条及び前条の後期高齢者支援金等賦課額並びに第21条の後期高齢者支援金等賦課額の合算額をいう。

第30条第1項、第31条及び第32条第2項において準用する同条第1項において同じ。）は、政令第29条の7第3項第9号及び附則第4条第3項第7号に規定する額を超えることができない。

（後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率）

第24条 後期高齢者支援金等賦課額の保険料の料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 一般被保険者に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課総額の

100分の65に相当する額を第20条第2項に規定する賦課基準（政令第29条の7第3項第5号ただし書に規定する場合にあっては、市長が別に定める方法により補正された後の金額とする。）の当該年度の初日における見込総額で除して得た数

(2) 一般被保険者均等割 一般被保険者に係る保険料の後期高齢者支援金等賦課総額の100分の20に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 ア又はイに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれア又はイに定めるところにより算定した額

ア イに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者が属する世帯の見込数から特定世帯の見込数に2分の1を乗じて得た数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

2 前項の保険料の料率を決定する場合において、小数点以下第2位未満の端数又は1円未満の端数金額があるときは、これを切り上げる。

3 市長は、第1項の保険料の料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

附則第2項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「（以下「公的年金等所得」という。）」及び「。以下「特定公的年金等控除額」という」を削り、「第29条」を「第32条」に改める。

附則第3項から第8項までを削る。

附則第9項中「及びその」を「又はその」に改め、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第29条」を「第32条」に改め、

同項を附則第3項とする。

附則第10項中「及び」を「又は」に改め、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、同項を附則第4項とする。

附則第11項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第29条」を「第32条」に改め、同項を附則第5項とし、附則第12項を附則第6項とする。

附則第13項中「附則第11項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第14項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第29条」を「第32条」に改め、同項を附則第8項とし、附則第15項を附則第9項とする。

附則第16項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第29条」を「第32条」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第17項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第29条」を「第32条」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第18項中「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、「第29条」を「第32条」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第19項中「第34条」を「第35条」に改め、「いう」の次に「。以下この項において同じ」を加え、同項を附則第13項とする。

第2条 川崎市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第5条第3号を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の条例(次項において「新条例」という。)の規定中保険料に関する部分は、平成20年度分の保険料から適用し、平成19年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 新条例第7条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後における死亡に係る葬祭費の支給について適用し、施行日前の死亡に係る葬祭費の支給については、なお従前の例による。

4 第2条の規定の施行の日前に受けた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条第1項若しくは第37条の2第1項に規定する医療(同法第37条第1項に規定する医療にあっては、結核に係るものに限る。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第29条第1項若しくは第29条の2第1項に規定する医療等又は障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第58条第1項に規定する指定自立支援医療(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第1条第3号に規定する精神通院医療に限る。)に係る第2条の規定による改正前の条例第8条第1項の規定による結核・精神医療付加金の支給については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課額の新設、保険料の最高限度額の改定等を行うこと並びに結核・精神医療付加金を廃止すること等のため、この条例を制定するものである。